

人工呼吸器等を利用し 在宅で療養する皆様へ

一時入院（風水害時事前避難入院）を御検討ください

主治医や、難病診療連携コーディネーターと協力して、
一時入院（避難入院）のできる施設を探してみませんか？

在宅で人工呼吸器等を使用して療養する難病患者は、自宅の防災対策を進めておく必要があります。

さらに、自宅で停電や浸水が発生した場合に備えて、事前に安全な避難先を検討しておくことが重要です。



避難入院とは

- ・大雨や台風などの予測可能な風水害が迫ってきたときに、病院等の施設に一時的に入院（避難入院）することで、安全を確保します。
- ・県は、入院先の病院等に対し補助金を交付することで、避難入院時の患者の自己負担を軽減し、避難入院の実施を支援します。

一時入院施設の選定

- ・主治医や難病診療連携コーディネーターの協力を受けて、あらかじめ避難先となる一時入院施設を選定し、風水害の発生に備えます。
- ・一時入院時のサービス内容や費用について、事前に条件を確認します。
- ・避難先となる施設には、事前に利用者の情報を共有しておきます。

<一時入院施設の条件>

- ☑72時間以上連続稼働可能な非常用自家発電設備を配備している
- ☑常勤の医師を配置している

制度利用の詳細は、静岡県公式ホームページをご確認ください。

※本制度は、健康保険や医療費助成の対象にならない一時入院を支援する制度です。

また、施設に入所されている方は、本制度の対象になりません。



静岡県ホームページ

問合せ先

（制度・補助金に関すること）静岡県健康福祉部疾病対策課 054-221-3393
（避難先の選定に関すること）浜松医科大学医学部附属病院難病医療相談支援室
（難病診療連携コーディネーター）053-435-2477

